

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（18）

2011年 7月 5日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（1）への反論その3

はじめに

原告準備書面（16）の13頁の「（3）「調査研究報告書の評価」と「委員らの評価」は大きくかけ離れている」の小見出しにおける反論の続きとして、16頁の下段の 行目に以下のことを追加する。

記

2009年9月、今治市議会の一般質問において、山本五郎議員の次の質問

- 1, 「今治地区教科用図書採択協議会」協議内容について
- 2, 「今治市教育委員会」の扶桑社版の採択について
- 3, 扶桑社版の戦争問題の評価について
- 4, 第2次世界大戦における政府見解について
- 5, 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」について

に対して、小田委員長は、次のように答弁した。

1, （山本議員の質問事項）

「扶桑社版歴史教科書の評価と採択に至った経過」

教科書採択は、教育委員会の最も重要な仕事の一つと考える。そこで各教育委員は、その姿勢をまっとうするために、数ヶ月に渡り調査研究を行ってきた。

採択に当たっては、今治市教科用図書採択協議会の提言や今治市及び県の調査資料などを参考にしながら、教育基本法や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今治市教育委員会基本方針に則り、どの教科書を学習することが子どもたちにとって一番望ましいのかという視点から検討した。

扶桑社版歴史教科書の評価

- ① 「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育て」という学習指導要領の目標に最も沿っている。
- ② 今治市教育委員会基本方針にある「公德心と郷土愛を育む」という点をマッチした教科書である。
- ③ 日本人として誇りを持って、これからの国際社会に貢献してゆく日本人を育てる。

以上の理由から扶桑社版歴史教科書が最も優れている。

以上の経緯で、今治市教育委員会が、法に基づき、自らの権限と責任において、公正・公平に進めて、採択した。

2. (山本議員の質問事項)

「扶桑社版の戦争をめぐる記述の評価について」

戦争を賛美しているとの批判については、この教科書のなかにも、戦争の惨禍であるとか東京の大空襲の事実、さらにはコラム欄で、戦争の現代を考えるなどで、アジア地域で人々に与えた被害や戦争の悲惨さについて、記述していて、戦争賛美には当たらない。

また、歴史を学ぶ意義は、過去の事実を知り、当時の人々の思いや願いを多面的に多角的に考察することを通じて、未来に生きる知恵を見いだすことにある。

扶桑社版歴史教科書は、決して戦争を賛美するものではなく、それぞれの時代を懸命に生きてきた人々に暖かい目を向け、尊重する心を育み、我が国の歴史に対する愛情を深め、自国への誇りとこの国に生きる希望を持たせ、国際社会の日本人としての自覚を養い、自分だけで判断する能力や態度を育てることができる教科書である。

以上のように、小田委員長は、市議会における山本議員の質問に対しても、

- ① 「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育て」という学習指導要領の目標に最も沿っている。
- ② 今治市教育委員会基本方針にある「公德心と郷土愛を育む」という点をマッチした教科書である。

とこの「具体的な観点」を取り上げ、扶桑社版歴史教科書を高く評価し、扶桑社版歴史教科書を採択したと述べている。

証拠甲 37 号証の 2 枚目の「具体的な観点」の「D」として、「学習指導への配慮」があり、これも、学習指導要領のなかで求めていることであるので、「学習指導要領の観点」に該当するだろうが、ここでの 8 社の歴史教科書の評価は、東京書籍と帝国書院は、二つとも「よく配慮されている」と、いずれも「A」との評価で、高く、一方、扶桑社版は、二つとも「配慮されている」と、いずれも「B」との評価で、低い。今治市教委の委員らが特質して取り上げている「具体的な観点」においても、専門的知識と教育実践経験を有する教員からなる調査員の扶桑社の評価は、低く、その一方では、委員らは、扶桑社版歴史を極めて高く評価しているという大きな違いがある。

この点からも、委員らは、採択協議会の答申を、無視していること、勘案していまいことは、明らかである。

以上